令和６年１０月１日

各　位

契約検査課長

電子契約サービス全庁展開のお知らせ

標記の件につきまして、契約手続の業務効率化及びオンライン化による非対面・非接触の行政サービスの提供をはじめとした行政DXの推進を図るため、大阪府の共同調達に基づき、「ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス」のクラウド型電子契約サービスを令和５年１０月から試行的に導入してきましたが、令和６年１０月１５日以降、全庁での利用が可能となります。

　つきましては、今後の契約手続きで電子契約を選択される場合には、その旨をお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

記

**◎　電子契約とは**

　紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子ファイル（ＰＤＦ形式の契約書）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するものです。インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境があればご利用いただけます。

**◎　メリット**

　①　収入印紙不要：契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、印紙代を削減できます。

　②　契約事務の効率化及びコストの削減：契約書の製本や郵送、押印等を行う必要がなくなります。

**◎　対象文書について**

全ての契約書（覚書、協定書含む）が対象です。ただし、次の場合は対象外とします。

（1）相手方から電子契約の同意が得られないもの

（2）法律等で電子契約が認められていないもの

　　（例）事業用借地権設定契約書（借地借家法第23条第3項）

　　　　　任意後見契約（任意後見法第3条） 等

（3）契約期間が10年を超えるもの（自動更新で10年を超える場合も含む）

　　 ※電子署名の有効期限が10年のため

（4）請書を徴することができるとされているもの

（5）その他、電子契約によることが適当でないと判断するもの

**◎　利用にあたって**

　電子契約の利用にあたっては、落札者又は落札候補者の決定後に、受注者で契約締結権限を与えられている方の氏名、役職、利用メールアドレス等を記入する『電子契約同意書兼メールアドレス確認書』を提出して頂きます。なお、電子署名の有効性の証明期間は、受注者及び富田林市の電子署名が完了した時点から10年となります。

以　上